

写

答 申 書

平成23年7月27日

久喜宮代衛生組合
管理者 田中暄二 様

久喜宮代衛生組合
廃棄物減量等推進審議会
会 長 田中行人

平成22年12月17日付け久宮衛減第1843号をもって諮問された事項3の「家庭系廃棄物の自己搬入時における処理手数料の徴収について」について、次のとおり答申します。

記

家庭系廃棄物の自己搬入時における処理手数料の徴収については、当組合の菖蒲清掃センター管内及び八甫清掃センター管内においては有料の取扱いとなっておりますが、一方、久喜宮代清掃センター管内では、無料となっております。また、久喜宮代及び菖蒲の清掃センターでは、持込みに制限を設けていませんが、八甫清掃センターでは引越等だけに限定されており、組合管内において取扱いに相違が生じているため、早急に取り扱いを整理し、統一する必要があると考えられます。

家庭系廃棄物の自己搬入時における処理手数料については、当組合の近隣自治体をはじめ県内の自治体において有料としている団体が多数あります。そもそも家庭ごみは、収集日に集積所へ出すことが原則となるため、自己搬入は排出方法の例外であり、引越や大掃除など個人的事情で臨時に発生することですので、受入体制の整備に必要な費用の一部を受益者である持ち込む方に手数料として負担していただくことは、妥当と考えられます。また、金額設定によっては、安易な持込を減少させるなど、ごみの排出抑制による当組合の受入体制の省力化にも資することとなるものです。

これらを慎重に検討し総合的に判断した結果、当組合管内の家庭系廃棄物の自己搬入時における処理手数料の徴収については、単純重量方式により有料化し管内の取扱いを統一することが適当との審議結果を得たので答申いたします。なお、手数料単価については、ごみの排出抑制効果が期待できる10キログラム当たり200円が適当との結論に至りました。

付 記

八甫清掃センターについては、自己搬入の受入に対応できる設備がなく、改修等を行うには費用が多額と見込まれるため、引越等特別な場合を除き、栗橋及び鷲宮地域からの自己搬入については、菖蒲清掃センターでの受入とすることを提言いたします。